

# 令和4年3定 一般質問 開催状況

開催年月日 令和4年9月28日  
 質問者 日本共産党 宮川 潤 議員  
 担当部課 総合政策部総務課  
 (総合政策部政策局参事)

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 知事の政治姿勢について</b>  <b>(一) 安倍元首相の「国葬」について</b>  <b>2 国葬出席の根拠について</b></p> <p>地方自治法は「国と地方公共団体との間の基本的関係」を定めていますが、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」とされています。</p> <p>国葬出席は知事本来の職務ではないと考えますが、道条例において儀礼的儀式に参加する根拠は規定されているのですか、明らかにしてください。</p> <p>知事が国葬出席を「公務」とした根拠は何ですか。公費を支出して国葬に出席した根拠を説明する責任は知事にあると考えますが、併せて見解を伺います。</p> <p><b>【再質問】</b></p> <p>国葬出席について、まず、道条例の儀礼的儀式の参加規定を質問しましたが、答弁がなされませんでした。あらためて、条例上の規定をお答えください。</p> <p>次に、「地方自治法に基づく事務」と答弁されましたが、国の儀式に参加する規定が自治法にはありません。公務とし、公費を支出する根拠はないと認識しますが、知事は、自治法の何を根拠にしているのか、また、法定受託事務として実施したのか、自治事務なのか、お答えください。</p> <p>さらに、自治法第2条第2項は、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理する」としていますが、これは、住民福祉の増進を目的として、幅広く事務一般を規定したものでありますが、この規定をもって、国葬参加を公務として公費を支出したとすることは、公金の乱用に当たるのではありませんか、見解を伺います。</p> <p><b>【再々質問】</b></p> <p>知事は自治法上の自治事務として参列したとのことでありました。知事の行う事務で法定受託事務に該当しないことであれば、全て自治事務として認められるとお考えですか、認識を伺います。</p> <p>一般に知事が行う自治事務は一定の広範性、多様性は認められていますが、2006年の最高裁判決の調査官解説によれば「住民の福祉の増進を目的とすると客観的に見るができなければ、「地域における事務」には当たるとすることはできないと言うべき」と述べています。元首相の葬儀に参列することがどうして道民福祉の増進に資することになりますか、知事自身にご説明いただきたい。</p>	<p><b>【知事】</b></p> <p>国葬儀への対応についてであります。私としては、国の儀式として決定した国葬儀への正式な案内があったことから、個別の条例ではなく、地方自治法に基づく事務として、公務で参列をしたものであります。</p> <p><b>【知事】</b></p> <p>国葬儀への対応についてであります。地方自治法においては、地方公共団体の事務等について包括的に幅広く規定されているものと認識しており、国葬儀には、個別の条例ではなく、地方自治法に基づく自治事務として公務で参列したものであります。</p> <p><b>【知事】</b></p> <p>国葬儀への対応についてであります。地方自治法においては、地方公共団体の事務等について包括的に幅広く規定されているものと認識しており、国葬儀には、地方自治法に基づく自治事務として公務で参列をしたものであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>【特別発言】</b></p> <p>知事が国葬に出席することを自治事務だといたしました。</p> <p>しかし私は、再々質問の中で2006年の最高裁判決の調査官解説を引用して申しあげました。それは、「住民の福祉の増進を目的とすると客観的に見ることができなければ地域における事務に当たるとすることはできないと言わなければならない」としているということでありますが、知事の答弁はその点を全く踏まえてはおりませんでした。</p> <p>したがって、答弁を伺ったうえでも、あえて自治事務という風に思われたいこと、さらには住民福祉の向上に資するという説明にはなっていないと言わざるを得ないものであります。ということはすなわち自治法の解釈の乱用ということになります。</p> <p>国葬に公務として出席したことについての説明責任は知事自身にあります。道民の合意や納得が得られているとは言えない状態であり、日本は法治国家であり、国葬に出席した知事が法的根拠を明確にできないことは重大な問題であるということを、あらためて強く指摘をさせていただきます。特別発言とさせていただきます。</p>	